

株 主 各 位

東京都板橋区上板橋3丁目1番1号

株式会社 **東武ストア**

代表取締役 丹 羽 茂 美
取締役社長

第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、平成28年5月24日（火曜日）午後6時までに到着するよう折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。 敬 具

記

1. 日 時 平成28年5月25日（水曜日）午前10時 [午前9時開場]
2. 場 所 東京都練馬区練馬1丁目17番37号
練馬文化センター 小ホール（つつじホール）
[末尾のご案内図をご参照下さい。]

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第70期（平成27年3月1日から平成28年2月29日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第70期（平成27年3月1日から平成28年2月29日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 株式併合の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役2名選任の件
- 第5号議案 退任取締役に対する退任慰労金及び弔慰金贈呈の件
- 第6号議案 取締役の報酬額改定の件

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tobustore.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

事業報告

(平成27年3月1日から
平成28年2月29日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで景気に緩やかな回復が期待されるものの、新興国や資源国等の景気下振れによりわが国経済を下押しするリスクが懸念され、特に年明け以降、原油価格の下落や為替が円高方向に推移するなど、さらに不安定さが顕著となり、不透明な状況で推移しました。

小売業界におきましては、食品スーパーマーケットは生鮮食品の相場高や食品の値上げ等の影響もあり、売上高は比較的順調に推移しましたが、一方でパート・アルバイト採用難による経費の増加や業種業態を超えた販売競争が益々激しくなるなど大変厳しい状況で推移しました。

このような情勢のもと、当社グループは、前期に平成28年度を最終年度とする中期経営計画を策定し「お客様のよりよい暮らしに貢献する」を経営理念に掲げて、最終年度売上900億円、営業利益率2%達成を目標に全社一丸となって業績向上に取り組みました。以上の結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、株式会社東武ストアにて前期3店舗、当上半期2店舗を閉鎖し、また、当社最大の売場面積を有する桶川店（埼玉県桶川市）を1ヶ月半休業し、大規模改装を実施したため、売上高は831億85百万円（前期比2.5%減）、営業利益は水道光熱費の削減等の経費削減効果により13億27百万円（前期比10.1%増）、経常利益は13億68百万円（前期比8.0%増）、当期純利益は、前期に比して特別損失が大幅に減少したこと等により4億89百万円（前期比172.8%増）となりました。

事業別の営業状況は次のとおりです。

[小売業]

売上高 790億7百万円（前期比2.9%減）

(株式会社東武ストア)

株式会社東武ストアにおきましては、「地域で一番買いやすい店づくり」を目指し「鮮度」「量目」「品揃え」「値ごろ」「旬」「接客」「クリンネス」の7項目の向上に徹底して取り組みました。

販売促進策としては、月に2回徹底した低価格で販売する特売「東武ストアとびっきり

市」に加え、平成28年1月より新たに特売「とびっきり大青果市」を開始し更に充実を図りました。また、平成27年9月よりお客様向け情報冊子「くらしStation」を毎月発行とし、「健康を生み出す食」をテーマした情報発信を更に強化しました。一方、株式会社Tポイント・ジャパンが提供する共通ポイントサービス「Tポイント」を平成27年9月より開始、さらに電子マネーサービス「Tマネー」を同年11月に全国のスーパーマーケットで初めて導入し、新規のおお客様の獲得と既存のおお客様の利便性向上に繋げました。その他としては、常温・冷蔵・冷凍の3温度帯に対応し、且つ当日3時間以内にお客様のご自宅にお届けする宅配サービス導入店舗の拡大により、お客様サービスの更なる向上を図り集客と売上向上に努めました。

個店ごとの改善策としては、平成27年3月みずほ台店（埼玉県富士見市）、同年9月小豆沢店（東京都板橋区）の全面改装、及び同年10月桶川店の商品構成と売場の配置を全面的に見直す大規模改装を実施し店舗の収益改善を図りました。

経費削減策としては、電気使用量削減策として店舗天井基本照明及び冷蔵ケース内照明のLED化に取り組み、また各物流センターから店舗への納品頻度を削減する見直しを行い店舗の商品荷受け作業を軽減することにより物流コストの低減に努めました。

一方、平成27年6月30日下赤塚店を店舗建替えの為一時休業し、同年7月20日鳩ヶ谷店（埼玉県川口市）を閉鎖したことにより、当社の平成28年2月29日現在の営業店舗は58店舗となりました。

その結果、株式会社東武ストアの売上高は786億4百万円（前期比2.9%減）で、一部店舗の休業・閉鎖により前期を下回るものの、積極的な販売促進策の実施により既存店売上高は1.2%増、営業利益は電気使用料等の経費削減効果により12億40百万円（前期比6.3%増）、経常利益は12億35百万円（前期比3.6%増）、当期純利益は前期に比して減損損失等の特別損失が大幅に減少したこと等により4億16百万円（前期比191.2%増）と増益を達成することができました。

（株式会社東武フーズ）

株式会社東武フーズは、当社店舗を中心にファストフード店、インスタペーカー等を運営し、「従業員教育の強化」による商品力と接客の向上、「店舗オペレーションの効率化」による経費の削減、「チャンスロス防止の徹底」によりインスタペーカー事業の営業収支改善に努め、安定した利益を確保できる企業体質の強化に取り組みました。

[その他]

売上高 41億78百万円（前期比5.0%増）

その他としては、子会社の株式会社東武警備サポートが警備業、メンテナンス業、人材派遣業等を行っております。同社では、「接客レベルの向上」、「人材の育成、教育の強化」、「効率的な人員配置による強固な組織づくり」、「新規事業開拓」等の基本方針のもとに、業容の拡大と効率経営に取り組みました。

当連結会計年度における売上高の部門別内訳は次のとおりであります。

部 門	売 上 高	構 成 比	前 期 比
	百万円	%	%
小 売 業			
加工食品	32,816	39.4	△2.0
生鮮食品	32,574	39.2	△1.0
衣料品	2,662	3.2	△13.9
生活用品	2,455	3.0	△8.0
商 事	114	0.1	△15.7
専 門 店	8,383	10.1	△7.6
小 計	79,007	95.0	△2.9
そ の 他			
警 備 業 等	4,178	5.0	+5.0
合 計	83,185	100.0	△2.5

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は17億69百万円であり、その主な内訳は桶川店等の店舗の改装や店舗天井照明、冷蔵ケース照明のLED化など店舗設備への投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金につきましては手元資金により充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、パート・アルバイト採用難や平成28年10月から始まる短時間労働者の社会保険適用拡大等への対応に加え、業種業態を超えた販売競争が益々激化するなど非常に厳しい状況の中で、各種施策に取り組んでまいります。

① 業務執行力向上

目標達成のための計画の立案、実行、結果評価、改善を繰り返すことにより業務執行力の向上に取り組みます。

② 「健康」に係るブランドイメージのアップ

減塩・低塩食品、無糖・低糖・低糖質食品等の健康関連商品の品揃えの充実を図り、当社ホームページに「いつもの食卓に健康をプラス!」を掲載し、お客様への健康に係る情報提供に努めます。

③ 安全管理体制の強化

食品表示、衛生管理など品質管理体制や、店舗施設の安全管理の強化、従業員へのより良い労働環境を整備し、お客様に安心してご購入を楽しんで頂けるよう取り組みます。

④ 人時生産性の向上

人材の確保、育成、定着化を図るため、採用手段、育成プログラムの拡充、LSP（レイバースケジューリングプログラム）導入による人時効率の改善、また一部の生鮮・デリカ商品のアウトパック化による店内作業の軽減、什器・厨房機器・物流器具の見直し等により、人時生産性の向上に努めます。

以上の諸施策に当社グループ一丸となって取り組み業績向上を図るとともに、常に「お客様のより良い暮らしに貢献する」会社であることを目指してまいり所存であります。株主の皆様には、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

<1> 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	平成24年度 (第67期)	平成25年度 (第68期)	平成26年度 (第69期)	平成27年度 (第70期) 当連結会計年度
売上高(百万円)	82,185	83,535	85,334	83,185
経常利益(百万円)	1,077	1,166	1,267	1,368
当期純利益(百万円)	501	216	179	489
1株当たり当期純利益	7円32銭	3円19銭	2円64銭	7円64銭
総資産(百万円)	34,678	34,985	35,724	33,027
純資産(百万円)	23,195	22,987	22,530	20,320

- (注) 1. 平成25年度の当期純利益が平成24年度に比べて減少しているのは、平成25年度に減損損失を5億66百万円(前期比2億71百万円増)計上したこと等によるものです。
2. 平成27年度の当期純利益が平成26年度に比べて増加しているのは、平成27年度の減損損失の計上が平成26年度に比べて2億56百万円減少したこと等によるものです。
3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。
4. 当連結会計年度より、「営業外収益」に計上しておりました「受取手数料」の表示方法を変更し、平成24年度、平成25年度及び平成26年度の「売上高」について遡及修正後の数値を記載しております。

<2> 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	平成24年度 (第67期)	平成25年度 (第68期)	平成26年度 (第69期)	平成27年度 (第70期) 当 期
営業収益(百万円)	79,808	80,994	82,653	80,406
経常利益(百万円)	1,066	1,150	1,192	1,235
当期純利益(百万円)	500	216	143	416
1株当たり当期純利益	7円31銭	3円18銭	2円11銭	6円50銭
総資産(百万円)	34,100	34,357	34,995	32,167
純資産(百万円)	23,115	22,907	22,725	20,732

- (注) 1. 平成25年度の当期純利益が平成24年度に比べて減少しているのは、平成25年度に減損損失を5億66百万円(前期比2億71百万円増)計上したこと等によるものです。
2. 平成27年度の当期純利益が平成26年度に比べて増加しているのは、平成27年度の減損損失の計上が平成26年度に比べて2億56百万円減少したこと等によるものです。
3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。

4. 当事業年度より、「営業外収益」に計上しておりました「受取手数料」の表示方法を変更し、平成24年度、平成25年度及び平成26年度の「営業収益」について遡及修正後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

〈1〉 親会社との関係

該当事項はありません。

〈2〉 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社東武警備サポート	百万円 10	% 100.0	警備業、メンテナンス業、 人材派遣業等
株式会社東武フーズ	60	100.0	食品加工販売業

(7) 主要な事業内容

当社グループは、当社及び子会社2社で構成され、小売り及び小売り周辺事業を主な内容とする事業活動を展開しております。

小売業……………当社がスーパーマーケットチェーンを展開しているほか、株式会社東武フーズがファストフード店、インスタアベーカーリー等の運営を行っており、主に当社店舗内に出店しております。

その他……………株式会社東武警備サポートが、店舗、駐車場等の保全管理及び夜間店舗業務の受託等を行っており、当社店舗についても行っております。

(8) 主要な事業所

<1> 当社

① 本社 (東京都板橋区)

② 店舗 58店
常盤台店、練馬店、大師前店、高島平店、西新井店、王子店、小豆沢店、小菅店、
西国分寺店、南葛西店、前野町店、西尾久店、大森店、業平店、下高井戸店、
西池袋店、練馬豊玉店、下丸子店、新小岩店
(東京都、19店)

松原店、蕨店、上福岡店、北坂戸店、西川口店、新河岸店、みずほ台店、蓮田店、
みずほ台東店、川越店、大宮公園店、加須店、朝霞台店、土呂店、豊春店、
桶川店、ふじみ野店、北大宮店、蒲生店、鶴瀬駅ビル店、草加中根店、
草加谷塚店、新田店、大宮堀の内店、ふじみ野ナーレ店、朝霞店
(埼玉県、26店)

初石店、白井店、新柏店、鎌ヶ谷店、船橋南本町店、新船橋店、蘇我店、
佐倉石川店、我孫子店、船橋法典店、馬橋店、逆井店、津田沼店
(千葉県、13店)

※上記店舗の他、梅島店（東京都）が平成26年12月31日をもって高架橋耐震工事に伴い一時休業しており、下赤塚店（東京都）が平成27年6月30日をもって店舗建替えに伴い一時休業しております。

③ 物流センター
新座物流センター（埼玉県新座市）、千葉物流センター（千葉県千葉市）

<2> 子会社

① 株式会社東武警備サポート
本社 (東京都豊島区)
埼玉営業所 (埼玉県川越市)

② 株式会社東武フーズ
本社 (東京都板橋区)
事業所 (東京都、埼玉県、千葉県に11事業所)
※上記の他、1事業所（東京都板橋区）が平成27年11月9日をもって店舗建替えに伴い一時休業しております。

(9) 従業員の状況

<1> 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	693	△12	42.7	17.0
女 性	122	12	29.1	9.0
合計又は平均	815	0	40.7	15.8

(注) 上記の従業員数には、出向者7名及びパートタイマー3,261名(1日8時間・月170時間換算)は含まれておりません。

<2> 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	641	△12	42.0	16.3
女 性	119	10	28.9	8.8
合計又は平均	760	△2	40.0	15.1

(注) 上記の従業員数には、出向者42名及びパートタイマー2,190名(1日8時間・月170時間換算)は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	150
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	100

2. 会社の株式に関する事項（平成28年2月29日現在）

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 63,626,442株（うち自己株式285,444株）
 (3) 株主数 5,174名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
丸 紅 株 式 会 社	21,166	33.4
東 武 鉄 道 株 式 会 社	18,575	29.3
東 武 ス ト ア 取 引 先 持 株 会	2,115	3.3
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	654	1.0
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	622	0.9
加 藤 産 業 株 式 会 社	453	0.7
東 武 ス ト ア 従 業 員 持 株 会	452	0.7
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社	452	0.7
フ ジ パ ン グ ル ー プ 本 社 株 式 会 社	372	0.5
ア ツ ギ 株 式 会 社	330	0.5

（注） 持株比率は自己株式（285,444株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

平成27年4月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法を決議し、平成27年7月27日開催の取締役会において会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を行うことを決議し以下のとおり実施いたしました。

＜1＞ 自己株式の取得

- ① 取得した株式の種類 当社普通株式
 ② 取得した株式の総数 4,580,000株
 ③ 株式の取得価額の総額 1,499,690,000円
 ④ 取得期間 平成27年5月19日から同年7月13日まで
 ⑤ 取得方法 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け等

〈2〉 自己株式の消却

- | | |
|---------------|--|
| ① 消却した株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 消却した株式の総数 | 4,580,000株（発行済株式総数（自己株式を含む）に対する割合6.7%） |
| ③ 消却後の発行済株式総数 | 63,626,442株（自己株式含む） |
| ④ 消却日 | 平成27年8月13日 |

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年2月29日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
丹羽茂美	取締役社長（代表取締役）	株式会社八社会代表取締役社長
高鷺光洋	専務取締役（営業本部管掌 兼営業企画本部長）	
大浦理	常務取締役（管理本部管掌 兼業務本部長）	
土金信彦	常務取締役（商品本部長）	
山本秀昭	常務取締役（経理本部長）	
榛沢雅己	取締役（業務改革推進室長）	
増山義高	取締役（人事部長）	
近藤喜美男	取締役（営業企画本部副本部長 兼営業企画部長）	
多知幸男	取締役（商品本部副本部長 兼加工食品部長）	
根津嘉澄	取締役	東武鉄道株式会社代表取締役社長 日本殖産興業株式会社代表取締役社長 株式会社松屋社外取締役 東京急行電鉄株式会社社外取締役 株式会社ゆうちょ銀行社外取締役 富国生命保険相互会社社外監査役 丸紅株式会社社外監査役
猪森信二	取締役	東武鉄道株式会社代表取締役専務
山崎康司	取締役	丸紅株式会社執行役員食品本部長
小島亜希子	取締役	弁護士
小浜浩	常勤監査役	
平田一彦	監査役	東武鉄道株式会社常務取締役 東武シェアードサービス株式会社代表取締役
井上広児	監査役	丸紅株式会社食品流通部部長代理

- (注) 1. 平成27年5月26日開催の第69期定時株主総会において、小島亜希子氏は監査役を退任し、新たに取締役に選任され就任いたしました。
2. 取締役根津嘉澄氏、取締役猪森信二氏、取締役山崎康司氏及び取締役小島亜希子氏は社外取締役であります。
3. 監査役平田一彦氏及び監査役井上広児氏は社外監査役であります。
4. 監査役平田一彦氏は東武鉄道株式会社において経理部門で経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は取締役小島亜希子氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届出を行っております。

6. 平成27年9月1日付にて、取締役の担当の一部に異動があり、次のとおりとなりました。

多 知 幸 男 商品本部副本部長兼加工食品部長

7. 平成28年2月26日、取締役小川長治氏は逝去により退任いたしました。なお、同氏の退任時の担当は販売本部長であります。

8. 平成28年3月1日付けにて、次の組織変更を行いました。

- ・施設部、資材調達部を統合して施設・資材部、及び衣料品部、生活用品部を統合して衣料・生活用品部とする。
 - ・商品本部内に商品企画部を新設する。
 - ・業務改革推進室並びに営業企画本部内の店舗指導チームを廃止し、販売本部内に業務改革部並びに物流チーム、接客サポートチームを新設する。
 - ・情報システム室を情報システム部、監査室を監査部に名称変更する。
- この組織変更に伴い、取締役の担当の一部に異動があり、次のとおりとなりました。

高 鷲 光 洋 営業本部管掌

榛 沢 雅 己 販売本部長

増 山 義 高 業務本部副本部長

近 藤 喜美男 営業企画本部長兼営業企画部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額	摘 要
取 締 役	14名	135百万円	うち社外取締役4名2百万円
監 査 役	4名	15百万円	うち社外監査役3名1百万円
合 計	18名	151百万円	

- (注) 1. 報酬等の額には役員賞与11百万円(取締役分10百万円、監査役分1百万円)が含まれております。
2. 報酬等の額には取締役10名、監査役1名に対する当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額35百万円が含まれております。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額45百万円は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

・取締役 根津嘉澄

東武鉄道株式会社は、当社の第2位の主要株主であります。また、当社は同社との間に、一部店舗の土地、建物を賃借するなどの取引関係があります。

当社は日本殖産興業株式会社との間に、建物の賃借に係る取引関係があります。

また、当社は当社の筆頭株主である丸紅株式会社との間に、商品仕入等の取引関係があります。

その他、重要な兼職先として記載している法人等と当社との関係には、開示すべき関係はありません。

・取締役 猪森信二

東武鉄道株式会社は、当社の第2位の主要株主であります。また、当社は同社との間に、一部店舗の土地、建物を賃借するなどの取引関係があります。

・取締役 山崎康司

丸紅株式会社は、当社の筆頭株主であります。また、当社は同社との間に、商品仕入等の取引関係があります。

・監査役 平田一彦

東武鉄道株式会社は、当社の第2位の主要株主であります。また、当社は同社との間に、一部店舗の土地、建物を賃借するなどの取引関係があります。

当社は東武シェアードサービス株式会社との間に、キャッシュ・マネジメント・システムに係る取引関係があります。

・監査役 井上広児

丸紅株式会社は、当社の筆頭株主であります。また、当社は同社との間に、商品仕入等の取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

・取締役 根津嘉澄

当事業年度に開催された取締役会5回すべてに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

・取締役 猪森信二

当事業年度に開催された取締役会5回すべてに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

・取締役 山崎康司

当事業年度に開催された取締役会5回のうち4回に出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

- ・取締役 小島亜希子
平成27年5月26日の取締役就任以降に開催された取締役会4回すべてに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
- ・監査役 平田一彦
当事業年度に開催された取締役会5回すべてに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行い、また、監査役会6回すべてに出席し、監査に関する重要な事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っております。
- ・監査役 井上広児
当事業年度に開催された取締役会5回すべてに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行い、また、監査役会6回すべてに出席し、監査に関する重要な事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項（内部統制基本方針）

当社の業務の適正を確保するための体制の整備等について、取締役会で決議した内容は次のとおりであります。

なお、当社は業務の適正を確保するための体制の整備状況については定期的に確認し、社内外の環境変化等に対応して適宜見直しを行っております。

(1) 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備

<1> コーポレート・ガバナンス

当社は、取締役会、監査役会、会計監査人の機関制度を基に引き続きコーポレート・ガバナンスの充実に取り組み、透明性の高い経営、迅速な意思決定、経営監視機能の強化並びに適時適切な情報開示に努めるなど、ガバナンス体制を更に強化する。

<2> コンプライアンス

コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス基本方針」並びに「コンプライアンスマニュアル」を制定するとともに、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を組織し、法令、社会規範及び社内規程類に対する遵守の重要性の徹底とその実施状況のモニタリングに努めるなど、諸施策を講ずる。

また、社内通報制度として、「社長直行便」を整備し、不正に対する監視体制の強化並びに健全な職場環境の維持に努める。

更に、法律専門家から適宜、適切な法的アドバイスを受ける体制を確保するため、弁護士事務所との顧問契約を締結する。

<3> 反社会的勢力との関係遮断

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、助長取引を含めた一切の関係を遮断する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

<1> 情報の保存及び管理

取締役及び社員の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）として、当社の「文書取扱規程」に基づき記録し、「文書保管基準年数一覧表」の規程に従い、相応の期間で適切かつ確実に検索性の高い状態で保存及び管理する。

<2> 情報の閲覧

取締役並びに監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

<1> 職務執行の原則

取締役は取締役会の決定により、社員は職務執行規程に基づき、それぞれの職務の遂行に必要な権限を付与されるとともに、その範囲において職務の執行に伴うリスクを管理し、結果について責任を負う。

- 〈2〉 稟議制度
重要財産の増減変動、通常でない費用の支出などの経営管理上の個別重要事項については、職務執行規程、決裁基準及び稟議規程に基づき、関係部との協議を経て、社長及び本部長の承認決裁を得るなど、個別リスクの管理を強化する。
- 〈3〉 リスク管理
取締役は、自己の担当領域について当社グループ全体のリスク管理の責任と権限を有するものとし、更に、経営に重大な影響を及ぼすリスクを組織横断的に認識し、評価、対応する体制を整備する。
また、新たなリスクへの対応が必要となった場合は、速やかに対応責任者となる者を定める。
大地震等の不測の事態が発生した場合には、「東武ストア防災規程」に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限にとどめる体制を整える。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
- 〈1〉 経営管理システム
取締役は、全社が共有する経営方針・経営計画を定め、この浸透を図り、その具現化のための業績目標を設定するとともに、実施すべき具体的な施策を決定し、効率的な業務遂行体制を構築する。
- 〈2〉 ITの積極的な活用
取締役会は、ITを積極的に活用したシステムにより定期的にこの結果をレビューし、その議論を踏まえ、各取締役は実施すべき具体的な施策及び権限の分配を含めた業務遂行体制を改善する。
- 〈3〉 職務権限及び責任の明確化
取締役は取締役会において担当職務を決定し、諸規程（職務分掌規程、職務執行規程、執行明細など）において取締役及び社員の役割、権限、責任を明確にし、あわせて、意思決定の社内ルールを定める。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について
- 〈1〉 グループ運営体制
当社及び子会社全体の内部統制の構築を目指し、当社に内部統制に関する担当組織を設けるとともに、グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有、指示等が効率的に行われる体制を構築する。
経営管理については、当社は、必要に応じて子会社に取締役を派遣するとともに、当社への報告・決裁制度により子会社経営の管理を行うものとし、当社の常勤役員会において業務執行状況を監視する。
- 〈2〉 財務情報の適正性確保
当社グループは、連結財務諸表等の報告の信頼性を確保し、継続的なモニタリング体制を構築する。

- 〈3〉 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社の常勤役員会に子会社の決算及び業務執行状況を定期的に報告する。
また、経営上の重要事項について子会社の管理に係わる当社取締役に適宜報告する。
 - 〈4〉 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社の取締役は取締役会の決定により、社員は職務執行規程に基づき、それぞれ職務の遂行に必要な権限を付与され、その範囲で職務の執行に伴うリスクの管理を行うが、子会社への取締役の派遣並びに当社内部監査部門による定期的な業務監査及び組織制度監査の実施により、子会社のリスク管理体制を確保する。
 - 〈5〉 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の経営方針、営業施策及び予算について徹底する予算確認会に子会社取締役等も参加して情報共有し、グループ全体の業務の整合性を確保するとともに、効率的なグループ運営を行う。
また、グループ会社の経理業務の一部を当社で行うなど間接業務を効率的に行う。
 - 〈6〉 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社コンプライアンス委員会への参加、また、当社コンプライアンスマニュアルをグループ全体で共有して、グループ全体でコンプライアンス体制を構築する。また、当社の内部監査部門が子会社の定期監査を実施し、更に当社が顧問契約を締結する弁護士事務所の弁護士から、子会社に対しても必要に応じて適宜・適切な法的アドバイスを行う体制を確保する。
- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 〈1〉 監査役の職務の補助体制
取締役は、監査役の求めにより監査役の職務を補助する使用人として、適切な人材を当社の使用人から任命する。
 - 〈2〉 当該使用人の人事
当該使用人の解任・任命・異動・懲戒・評価・報酬等の決定については事前に監査役の意見を求めるなど、執行からの独立性を確保するものとする。
 - 〈3〉 当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとする。
- (7) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他当社の監査役への報告に関する体制について
- 〈1〉 報告体制
取締役及び社員は、全社的に重大な影響を及ぼす事項、業務執行に関する事項、コンプライアンス、リスクマネジメントに関する事項について、監査役に報告する。
また、取締役並びに社員は、監査役から業務執行に関する報告を求められたときは、誠実かつ正確に当該事項について報告する。

- 〈2〉 監査役の重要会議への出席
監査役は、取締役会に出席し、取締役から業務執行の状況その他重要事項の報告を受けるほか、常勤役員会その他重要会議に出席する。
- (8) 当社の子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制について
- 〈1〉 子会社の決算及び業務執行状況を定期的に報告する常勤役員会に監査役も出席する。
また、監査役から求められたときは、当該事項について子会社の取締役、監査役及び使用人は誠実かつ正確に当該事項について報告する。
- 〈2〉 子会社の内部通報の結果は、監査役の求めに応じて定期的に報告する。
また、当社の内部監査部門が定期的に行う子会社の業務監査の監査結果については、監査役に報告する。
- (9) 当社の監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制について
当社及び子会社の内部通報規程に基づき、通報を行ったことを理由として通報者が不利益な取扱いを受けない体制を確保している。
- (10) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役職務の執行に係る費用については、監査役の要請並びに過去の実績に基づき、当社主管部署で予算を措置する。
また、弁護士等外部専門家を利用する場合は、当社担当部署が窓口となり、会社の費用で相談することができる。
- (11) その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制について
- 〈1〉 監査室及び監査法人との連携
監査役は、監査職務の効率的な遂行にあたり、監査室及び監査法人から、監査方針、監査計画及びその結果等について意見交換を行う。
- 〈2〉 取締役の協力
取締役は、監査役職務の適切な遂行のため、情報の収集や交換などが円滑に行われるように協力する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制

当社グループにおけるコンプライアンス体制の基礎となる「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンスマニュアル」に基づき、全従業員が法令を遵守するため、全社コンプライアンス委員会にて従業員のコンプライアンスの徹底状況を把握するとともに、委員会を通じて啓蒙活動を行っております。

さらに、代表取締役社長は、自ら直轄する「監査室」に命じて、コンプライアンスについての監査を計画的に行っております。このほか、内部通報制度「社長直行便」は適切に対応され社内の内部通報制度を確立しております。

(2) リスク管理体制

全社的なリスク管理について統括する「リスク管理委員会」を定期的開催し、リスクのモニタリングを行っております。また、想定されるすべてのリスクを把握するための想定リスク管理表は毎期見直し、必要に応じ防止策及び対応策の改定を行っております。

(3) グループ会社の経営管理体制

各グループ会社の経営管理については、当社取締役がグループ会社の取締役を兼務し、業務状況の監督をしております。また、グループ各社の業務内容は毎月当社常勤役員会にて報告され業務全体の管理を行っております。さらに監査役についてもグループ全体の監査を行っております。

(4) 監査役の監査体制

当事業年度は監査役会を6回開催し、監査計画を協議決定するとともに、当該監査計画に基づいた監査の実施、取締役会や常勤役員会等の重要な会議への出席、取締役及び使用人からヒアリングなどを通じて、当社の内部統制の整備、運用状況の確認等を行っております。また、取締役社長、監査室並びに会計監査人と定期的かつ適宜に情報交換を行い、監査の実効性を確保いたしております。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の強化及び将来の事業展開への備えなどを勘案しつつ、株主の皆様業績に応じた、かつ安定的な配当を継続することを基本方針としております。内部留保資金につきましては、店舗の新設、改装及び情報化投資等に有効活用してまいります。

また、配当の決定につきましては、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めておりますので、当期の期末配当につきましては、平成28年4月11日開催の取締役会において1株当たり2.5円とすることを決議する予定であります。

なお、中間期において、中間配当1株当たり2.5円を実施いたしておりますので、当期の年間配当は1株当たり5.0円となります。

(注) 以上のご報告は、次の方法により記載しております。

(1) 百万円単位の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 千株単位の記載株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (平成28年2月29日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,449	流動負債	6,157
現金及び預金	1,539	買掛金	3,256
預け金	4,558	短期借入金	250
売掛金	934	リース債務	172
商品	2,006	未払法人税等	80
繰延税金資産	123	未払消費税等	327
その他	1,287	賞与引当金	221
固定資産	22,577	役員賞与引当金	13
有形固定資産	13,766	商品券等回収損失引当金	24
建物及び構築物	8,273	ポイント引当金	2
機械装置及び運搬具	2	その他	1,809
工具、器具及び備品	1,175	固定負債	6,548
土地	3,149	リース債務	1,236
リース資産	1,140	役員退職慰労引当金	112
建設仮勘定	24	退職給付に係る負債	4,527
無形固定資産	197	資産除去債務	329
ソフトウェア	147	その他	341
その他	49	負債合計	12,706
投資その他の資産	8,613	(純資産の部)	
投資有価証券	169	株主資本	24,394
差入保証金	2,288	資本金	9,022
敷金	3,809	資本剰余金	5,956
退職給付に係る資産	287	利益剰余金	9,508
繰延税金資産	1,857	自己株式	△ 92
その他	200	その他の包括利益累計額	△ 4,073
資産合計	33,027	その他有価証券評価差額金	△ 48
		土地再評価差額金	△ 3,444
		退職給付に係る調整累計額	△ 580
		純資産合計	20,320
		負債及び純資産合計	33,027

○記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成27年 3月1日)
(至 平成28年 2月29日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		83,185
売 上 原 価		59,357
売 上 総 利 益		23,828
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		22,500
営 業 利 益		1,327
営 業 外 収 益		147
受 取 利 息 及 び 配 当 金	47	
そ の 他	100	
営 業 外 費 用		107
支 払 利 息	24	
そ の 他	82	
経 常 利 益		1,368
特 別 利 益		56
資 産 除 去 債 務 取 崩 益	56	
特 別 損 失		612
減 損 損 失	433	
固 定 資 産 除 却 損	171	
そ の 他	7	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		812
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	250	
法 人 税 等 調 整 額	72	323
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		489
当 期 純 利 益		489

○記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年 3月 1日)
(至 平成28年 2月 29日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	9,022	7,442	9,879	△ 75	26,267
会計方針の変更による 累積的影響額	—	—	△ 362	—	△ 362
会計方針の変更を 反映した当期首残高	9,022	7,442	9,517	△ 75	25,905
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	—	—	△ 498	—	△ 498
当 期 純 利 益	—	—	489	—	489
自己株式の取得	—	—	—	△ 1,502	△ 1,502
自己株式の消却	—	△ 1,485	—	1,485	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△ 1,485	△ 8	△ 16	△ 1,510
当 期 末 残 高	9,022	5,956	9,508	△ 92	24,394

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	19	△ 3,444	△ 312	△ 3,737	22,530
会計方針の変更による 累積的影響額	—	—	—	—	△ 362
会計方針の変更を 反映した当期首残高	19	△ 3,444	△ 312	△ 3,737	22,168
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△ 498
当 期 純 利 益	—	—	—	—	489
自己株式の取得	—	—	—	—	△ 1,502
自己株式の消却	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 67	—	△ 268	△ 336	△ 336
当期変動額合計	△ 67	—	△ 268	△ 336	△ 1,847
当 期 末 残 高	△ 48	△ 3,444	△ 580	△ 4,073	20,320

○記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

<連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記>

1. 連結の範囲に関する事項

全子会社（2社）を連結範囲に含めております。

当該子会社2社は、株式会社東武フーズ、株式会社東武警備サポートであります。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、全社平成27年12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。

ただし、平成28年1月1日から連結決算日である平成28年2月29日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産（商品）

主に売価還元法に基づく原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

〃（貯蔵品）

最終仕入原価法に基づく原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却しております。

また、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～39年 機械装置及び運搬具 6～14年

工具、器具及び備品 3～15年

- ②無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
ただし、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
- ③リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年２月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ④投資その他の資産（その他）
均等償却しております。
- (3) 引当金の計上基準
- ①貸倒引当金
売掛金等債権の貸倒れによる損失に備え、回収不能見込額を計上しております。
一般債権については貸倒実績率法により、また貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法によっております。なお、当連結会計年度末において回収不能見込額がないため、貸倒引当金を計上しておりません。
- ②賞与引当金
従業員賞与の支給に備え、支給見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。
- ③役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に備え、支給見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- ④商品券等回収損失引当金
一定期間経過後に収益に計上している未回収の商品券等について、将来回収された場合に発生する損失に備え、過去の回収実績に基づき損失発生見込額を計上しております。
- ⑤ポイント引当金
ポイントカード制度により顧客に付与したポイントの使用による費用負担に備え、ポイント未使用残高に対し、使用実績率に基づき算出した将来使用されると見込まれる額を計上しております。
- ⑥役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支出に備え、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

5. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税及び地方消費税の会計処理については税抜方式によっております。

<会計方針の変更>

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が303百万円増加し、退職給付に係る資産が223百万円、利益剰余金が362百万円それぞれ減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額は5円72銭減少しております。また、1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

<表示方法の変更>

従来、「営業外収益」の「その他」に計上しておりました受取手数料（前連結会計年度220百万円）につきましては、商品の自動発注化に伴い、金額的重要性が増加傾向にあり、営業活動の成果として適切に表示させるため、当連結会計年度より「売上高」に計上する方法に変更しております。

<連結貸借対照表に関する注記>

1. 担保提供資産

宅地建物取引業法に基づく差入保証金 10百万円

なお、担保付債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

21,321百万円

3. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

(1) 株式会社 東武ストア

再評価の方法 ・ ・ ・ ・ ・ 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 平成14年2月28日

(2) 株式会社 東武警備サービス

再評価の方法 ・ ・ ・ ・ ・ 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定評価額に基づいて算出しております。

再評価を行った年月日 平成13年12月31日

なお、株式会社東武警備サービスが計上しておりました土地再評価差額金△1,544百万円は平成14年4月5日付けの吸収合併により株式会社東武ストアが継承しております。

(3) 時価の合計額と再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △ 592百万円

<連結損益計算書に関する注記>

減損損失

(1) 概要

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用 途	種 類	場 所
営業用店舗 (7店舗)	建物及び構築物、工具、器具及び備品、ソフトウェア、 その他	東京都、埼玉県 千葉県

(2) 減損損失の認識に至った経緯

店舗については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスまたは継続してマイナスとなる見込みである資産グループ及び退店の意思決定をした店舗の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額	建物及び構築物	393百万円
	工具、器具及び備品	38百万円
	ソフトウェア	0百万円
	その他	1百万円
	計	433百万円

(4) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として店舗を基本単位とし、店舗以外の賃貸用不動産等については、個別の物件毎にグルーピングしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しております。
使用価値は将来キャッシュ・フローを3.0%で割引いて算定しております。

<連結株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 63,626,442株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成27年4月10日 取締役会	普通株式	339	5	平成27年2月28日	平成27年5月8日
平成27年10月13日 取締役会	普通株式	158	2.5	平成27年8月31日	平成27年11月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年4月11日開催の取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①配当金の総額 158百万円

②1株当たり配当額 2.5円

③基準日 平成28年2月29日

④効力発生日 平成28年5月6日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

<金融商品に関する注記>

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は資金の効率的な活用を目的として、東武グループのCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）により運用を行っております。

デリバティブは、金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わないこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。

預け金はCMSに預け入れている資金であり、差入保証金及び敷金は、店舗不動産の賃貸借契約に伴い差し入れたものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

売掛金、預け金、差入保証金及び敷金は、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うことでリスク低減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたもので、月次毎、年次毎の資金繰計画を作成し管理しておりますが、原則的には手元流動資金の範囲内で支出を賄うこととしております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年2月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注2.) 参照)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,539	1,539	—
(2) 売掛金	934	934	—
(3) 預け金	4,558	4,558	—
(4) 投資有価証券	164	164	—
(5) 差入保証金（1年以内に償還予定のものを含む）	2,428	2,485	56
(6) 敷金	90	90	△ 0
資産計	9,716	9,773	56
(1) 買掛金	3,256	3,256	—
(2) 短期借入金	250	250	—
(3) リース債務（1年以内に返済予定のものを含む）	1,409	1,442	33
負債計	4,915	4,948	33

(注1.) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 預け金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

(5) 差入保証金、(6) 敷金

これらの時価については、契約期間及び信用リスクを勘案し、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務

元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2.) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	5
差入保証金	139
敷金	3,718

非上場株式については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、(4) 投資有価証券には含めておりません。また、差入保証金及び敷金のうち、償還期日が確定していないものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため(5) 差入保証金及び(6) 敷金には含めておりません。

< 1株当たり情報に関する注記 >

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 320円82銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 7円64銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年4月7日

株式会社東武ストア
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 細 矢 聡 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 富 樫 高 宏 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東武ストアの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東武ストア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第70期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年4月7日

株式会社東武ストア 監査役会

常勤監査役 小 浜 浩 ㊟

監 査 役 平 田 一 彦 ㊟

監 査 役 井 上 広 児 ㊟

(注) 監査役平田一彦及び監査役井上広児は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表 (平成28年2月29日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,857	流動負債	5,834
現金及び預金	1,255	短期借入金	3,224
預売掛金	4,558	未払金	250
商蔵品	660	未払法人税等	172
貯蔵品	2,000	未払事業費	314
前払費用	24	未払消費税	880
未収入金	284	前受引当金	64
1年内回収予定の差入保証金	665	賞与引当金	51
繰延税金資産	279	役員退職慰勞引当金	257
その他の他	118	商品回収損失引当金	312
	9	ポイント引当金	52
固定資産	22,310	固定負債	213
有形固定資産	13,738	長期預り保証金	13
建物	8,089	長期退職引当金	24
構築物	163	長期退職引当金	2
機械及び装置	1	長期退職引当金	1
車両運搬具	1	長期退職引当金	5,601
工具、器具及び備品	1,169	長期退職引当金	1,236
土地	3,149	長期退職引当金	68
リース資産	1,140	長期退職引当金	272
建設仮勘定	24	長期退職引当金	3,580
無形固定資産	195	長期退職引当金	112
ソフトウェア	147	長期退職引当金	329
電話加入権	39	長期退職引当金	0
その他の他	8		
投資その他の資産	8,377	負債合計	11,435
投資有価証券	169	(純資産の部)	
関係会社株	50	株主資本	24,224
差入保証金	2,261	資本剰余金	9,022
敷入金	3,791	資本剰余金	5,956
前払年金費用	369	資本準備金	3,014
繰延税金資産	1,535	その他の資本剰余金	2,941
その他の他	200	利益剰余金	9,338
		その他利益剰余金	9,338
		固定資産圧縮積立金	3
		繰越利益剰余金	9,334
		自己株式	△ 92
		評価・換算差額等	△ 3,492
		その他有価証券評価差額金	△ 48
		土地再評価差額金	△ 3,444
資産合計	32,167	純資産合計	20,732
		負債及び純資産合計	32,167

○記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成27年 3月 1日)
(至 平成28年 2月 29日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		78,604
売 上 原 価		57,151
売 上 総 利 益		21,453
管 理 収 入 等		1,802
営 業 総 利 益		23,255
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		22,015
営 業 利 益		1,240
営 業 外 収 益		100
受 取 利 息 及 び 配 当 金	46	
そ の 他	54	
営 業 外 費 用		105
支 払 利 息	24	
そ の 他	81	
経 常 利 益		1,235
特 別 利 益		56
資 産 除 去 債 務 取 崩 益	56	
特 別 損 失		593
減 損 損 失	433	
固 定 資 産 除 却 損	160	
税 引 前 当 期 純 利 益		699
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	222	
法 人 税 等 調 整 額	60	282
当 期 純 利 益		416

○記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成27年3月1日
至 平成28年2月29日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 固定資産 圧縮積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	9,022	3,014	4,427	7,442	4	9,758	9,762
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	△ 342	△ 342
会計方針の変更を反映した当期首残高	9,022	3,014	4,427	7,442	4	9,416	9,420
当 期 変 動 額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△ 498	△ 498
当期純利益	—	—	—	—	—	416	416
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の消却	—	—	△1,485	△1,485	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	△ 0	0	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△1,485	△1,485	△ 0	△ 81	△ 81
当 期 末 残 高	9,022	3,014	2,941	5,956	3	9,334	9,338

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△ 75	26,150	19	△ 3,444	△ 3,424	22,725
会計方針の変更による累積的影響額	—	△ 342	—	—	—	△ 342
会計方針の変更を反映した当期首残高	△ 75	25,808	19	△ 3,444	△ 3,424	22,383
当 期 変 動 額						
剰余金の配当	—	△ 498	—	—	—	△ 498
当期純利益	—	416	—	—	—	416
自己株式の取得	△ 1,502	△ 1,502	—	—	—	△ 1,502
自己株式の消却	1,485	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	△ 67	—	△ 67	△ 67
当期変動額合計	△ 16	△ 1,583	△ 67	—	△ 67	△ 1,651
当 期 末 残 高	△ 92	24,224	△ 48	△ 3,444	△ 3,492	20,732

○記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産（商 品）	主に売価還元法に基づく原価法 （貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
〃 （貯蔵品）	最終仕入原価法に基づく原価法 （貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
有 価 証 券	
子 会 社 株 式	移動平均法に基づく原価法
そ の 他 有 価 証 券	
時 価 の あ る も の	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
時 価 の な い も の	移動平均法に基づく原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却しております。また、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建 物	8～39年	構 築 物	8～20年	機 械 及 び 装 置	14年
車 両 運 搬 具	6年	工 具、器 具 及 び 備 品	3～15年		

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 投資その他の資産（その他）

均等償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備え、回収不能見込額を計上しております。
一般債権については貸倒実績率法により、また貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法によっております。なお、当事業年度末において回収不能見込額がないため、貸倒引当金を計上していません。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備え、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備え、支給見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 商品券等回収損失引当金

一定期間経過後に収益に計上している未回収の商品券等について、将来回収された場合に発生する損失に備え、過去の回収実績に基づき損失発生見込額を計上しております。

(5) ポイント引当金

ポイントカード制度により顧客に付与したポイントの使用による費用負担に備え、ポイント未使用残高に対し、使用実績率に基づき算出した将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備え、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

(7) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備え、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理については税抜方式によっております。

<会計方針の変更>

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が281百万円増加し、前払年金費用が223百万円、繰越利益剰余金が342百万円それぞれ減少しております。

また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額は5円40銭減少しております。また、1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

<表示方法の変更>

従来、「営業外収益」の「その他」に計上しておりました受取手数料(前事業年度220百万円)につきましては、商品の自動発注化に伴い、金額の重要性が増加傾向にあり、営業活動の成果として適切に表示させるため、当事業年度より「管理収入等」に計上する方法に変更しております。

<貸借対照表に関する注記>

1. 担保提供資産

宅地建物取引業法に基づく差入保証金 10百万円

なお、担保付債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 21,212百万円

3. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権 56百万円

長期金銭債権 529百万円

短期金銭債務 214百万円

長期金銭債務 120百万円

4. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日

平成14年2月28日

また、平成14年4月5日に吸収合併した株式会社東武警備サービスにおいては、下記により合併前期日において事業用土地の再評価を行っております。

- ・再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定評価額に基づいて算出しております。
- ・再評価を行った年月日 平成13年12月31日

なお、再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額と再評価後の帳簿価額の合計額との差額は△592百万円であります。

<損益計算書に関する注記>

1. 関係会社との取引高

(1) 営業取引	管理収入等	14百万円
	仕入高	737百万円
	販売費及び一般管理費	2,046百万円
(2) 営業取引以外の取引		4百万円

2. 減損損失

(1) 概要

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
営業用店舗 (7店舗)	建物、構築物、工具、器具及び備品、ソフトウェア、その他	東京都、埼玉県 千葉県

(2) 減損損失の認識に至った経緯

店舗については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスまたは継続してマイナスとなる見込みである資産グループ及び退店の意思決定をした店舗の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額

建 物	389百万円
工具、器具及び備品	38百万円
構 築 物	3百万円
ソフトウェア	0百万円
そ の 他	1百万円
計	433百万円

(4) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として店舗を基本単位とし、店舗以外の賃貸用不動産等については、個別の物件毎にグルーピングしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しております。
使用価値は将来キャッシュ・フローを3.0%で割引いて算定しております。

<株主資本等変動計算書に関する注記>

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数 普通株式 285,444株

＜税効果会計に関する注記＞

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

(流動資産)

賞与引当金	70百万円
ポイント引当金	0百万円
未払事業税	10百万円
未払事業所税	16百万円
棚卸資産評価損	8百万円
商品券等回収損失引当金	8百万円
その他	1百万円
合計	118百万円

(固定資産)

退職給付引当金	1,157百万円
役員退職慰労引当金	36百万円
投資有価証券評価損	0百万円
土地再評価差額金	1,112百万円
減損損失	388百万円
その他	202百万円
小計	2,897百万円
評価性引当額	△ 1,198百万円
繰延税金負債との相殺額	△ 164百万円
合計	1,535百万円
繰延税金資産合計	1,653百万円

繰延税金負債

(固定負債)

その他有価証券評価差額金	△ 0百万円
前払年金費用	△ 119百万円
除去費用資産	△ 42百万円
圧縮積立金	△ 1百万円
小計	△ 164百万円
繰延税金資産との相殺額	164百万円
繰延税金負債合計	一百万円
差引：繰延税金資産純額	1,653百万円

＜法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正＞

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げが行われることとなりました。これに伴い繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から平成28年3月1日より開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%となり、平成29年3月1日より開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%で算定しています。

この税率変更に伴い繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は、146百万円減少し、法人税等調整額が146百万円、その他有価証券評価差額金が0百万円それぞれ増加しております。

＜決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響額＞

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げが行われることとなりました。これに伴い繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.3%から平成29年3月1日より開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.9%となり、平成31年3月1日より開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.7%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は60百万円減少し、法人税等調整額が60百万円、その他有価証券評価差額金が0百万円、それぞれ増加する見込みです。

＜リースにより使用する固定資産に関する注記＞

貸借対照表に計上した固定資産のほか、建物、入金機、発注端末機等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

<関連当事者との取引に関する注記>

親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	東武鉄道株式会社	29.5%	役員の兼任 店舗の賃借	差入保証金の償還	9	1年内回収 予定の差入 保証金	18
						差入保証金	137
				敷金の差入	35	敷金	392
その他の関係会社の子会社	東武シェアードサービス株式会社	—	役員の兼任 資金の預入	資金の預入 預け金利息の受取	6,800 25	預け金	4,558

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 店舗建物及び土地の賃借に係る差入保証金及び敷金の金額については、近隣の取引実勢に基づいて、契約により決定しております。また、差入保証金については、契約に基づき一定期間据え置き後、主に毎年均等額の償還を受けております。
2. 預け金につきましては、東武グループ内の資金の効率化を図ることを目的としたCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を利用しており、取引金額は期中平均残高を記載しております。
預け金利息につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
担保は受け入れておりません。

<1株当たり情報に関する注記>

1. 1株当たり純資産額 327円31銭
2. 1株当たり当期純利益 6円50銭

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年4月7日

株式会社東武ストア
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 細 矢 聡 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 富 樫 高 宏 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東武ストアの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社から営業状況の報告を聴取するほか、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年4月7日

株式会社東武ストア 監査役会

常勤監査役 小 浜 浩 印
監 査 役 平 田 一 彦 印
監 査 役 井 上 広 児 印

(注) 監査役平田一彦及び監査役井上広児は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、平成28年4月11日開催の取締役会において、本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更することを決議いたしました。

併せて、当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）にするとともに、発行済株式の総数の適正化を図るため、株式の併合を実施するものであります。

2. 併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、併合の結果、1株に満たない端数が生ずるときは、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式の併合がその効力を生じる日

平成28年9月1日

4. 上記3. の日における発行可能株式総数

10,000,000株（株式併合前は100,000,000株）

5. その他

その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（13名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の効率化のために2名減員し、取締役10名の再選と新たに1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当 社 株式の数	当社との 特別の 利害関係
1	に わ しげ み 丹 羽 茂 美 (昭和30年9月21日生)	昭和54年4月 丸紅株式会社入社 平成14年4月 同社食品流通部長 平成16年4月 同社水産部長 平成20年4月 同社食料部門長補佐 平成21年4月 同社食料部門長代行 平成22年5月 当社常務取締役業務本部副本部長 平成23年3月 当社常務取締役業務本部長 平成24年3月 当社常務取締役経営企画担当兼店舗開発本部長 同 年5月 当社専務取締役経営企画担当兼店舗開発本部長 平成25年3月 当社専務取締役経営企画部担当役員兼店舗開発本部長 平成26年3月 当社専務取締役営業企画本部長 同 年5月 株式会社八社会取締役社長、現在に至る 同 年5月 当社取締役社長（代表取締役）、現在に至る 重要な兼職の状況 株式会社八社会代表取締役社長	23,000株	後 記 (注)1. 参 照
2	おお うら さとる 大 浦 理 (昭和37年7月11日生)	昭和60年4月 丸紅株式会社入社 平成23年4月 同社流通企画部長 同 年5月 当社取締役 平成25年4月 丸紅株式会社食品流通部長 平成26年4月 当社取締役経営企画部長 同 年5月 当社常務取締役経営企画部長 平成27年3月 当社常務取締役管理本部管掌兼業務本部長、現在に至る	6,000株	な し

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の 株数の数	当社との 特別の 利害関係
3	つち かね のぶ ひこ 土金 信彦 (昭和30年4月26日生)	昭和54年4月 当社入社 平成13年3月 当社日配食品部長 平成15年3月 当社惣菜部長 平成21年2月 当社商品本部長 同 年5月 当社取締役商品本部長 平成24年5月 当社常務取締役商品本部長 平成28年4月 当社常務取締役営業本部管掌兼商品本部長、現在に至る	23,500株	なし
4	やま もと ひで あき 山本 秀昭 (昭和29年9月15日生)	昭和53年4月 当社入社 平成12年7月 当社経理部ゼネラルマネージャー 平成15年4月 当社経理部長 平成21年5月 当社取締役経理部長 平成24年3月 当社取締役業務本部長兼経理部長 平成26年3月 当社取締役業務本部長 同 年5月 当社常務取締役業務本部長 平成27年3月 当社常務取締役経理本部長、現在に至る	30,000株	なし
5	ほん ざわ まさ み 榛沢 雅己 (昭和29年11月10日生)	昭和54年4月 当社入社 平成13年2月 当社水産・畜産部長 平成15年4月 当社水産部長 平成22年3月 当社第6グループGM 平成23年3月 当社販売本部副本部長兼第1グループGM 同 年5月 当社取締役販売本部副本部長兼第1グループGM 平成24年3月 当社取締役販売本部副本部長 平成25年3月 当社取締役経営企画部長 平成26年3月 当社取締役営業企画本部副本部長兼業務改革推進室長兼経営企画部長 同 年4月 当社取締役営業企画本部副本部長兼業務改革推進室長 平成27年3月 当社取締役業務改革推進室長 平成28年3月 当社取締役販売本部長、現在に至る	15,000株	なし

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当 社 株式の数	当社との 特別の 利害関係
6	ます やま よし たか 増 山 義 高 (昭和30年12月26日生)	昭和54年4月 当社入社 平成16年3月 当社人事部長 平成24年5月 当社取締役人事部長 平成28年3月 当社取締役業務本部副本部長、 現在に至る	25,000株	な し
7	こん どう き み お 近 藤 喜 美 男 (昭和32年2月21日生)	昭和54年4月 当社入社 平成22年10月 当社情報システム室長 平成25年3月 当社営業企画部長 平成26年3月 当社市場分析部長 同 年5月 当社取締役営業企画本部副本部 長兼市場分析部長 同 年9月 当社取締役営業企画本部副本部 長兼営業企画部長 平成28年3月 当社取締役営業企画本部長兼営 業企画部長、現在に至る	11,000株	な し
8	た ち ゆ き お 多 知 幸 男 (昭和31年11月9日生)	昭和56年4月 当社入社 平成15年3月 当社日配食品部長 平成23年3月 当社加工食品部長 平成26年5月 当社取締役商品本部副本部長兼 加工食品部長 同 年9月 当社取締役商品本部副本部長 平成27年9月 当社取締役商品本部副本部長兼 加工食品部長、現在に至る	11,000株	な し
9	いの もり しん じ 猪 森 信 二 (昭和32年8月3日生)	昭和55年4月 東武鉄道株式会社入社 平成17年10月 同社経営統括本部経営企画部長 平成18年5月 同社経営企画部長 平成22年6月 同社取締役経営企画部長 平成24年5月 当社取締役、現在に至る 同 年6月 東武鉄道株式会社常務取締役賃 貸事業統括本部長兼沿線開発事 業本部長 同 年7月 同社常務取締役生活サービス創 造本部長 平成25年9月 同社常務取締役 平成26年6月 同社専務取締役、現在に至る 重要な兼職の状況 東武鉄道株式会社代表取締役専務	0株	後 記 (注)2. 参 照

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
10	こじま あきこ 小島 亜希子 (昭和47年9月24日生)	平成14年10月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 同年10月 阿部・井窪・片山法律事務所入 所、現在に至る 平成23年5月 当社監査役 平成27年5月 当社取締役、現在に至る 重要な兼職の状況 弁護士	0株	なし
11 ※	みき とも のぶ 三木 智之 (昭和39年9月14日生)	昭和63年4月 丸紅株式会社入社 平成20年4月 North Pacific Seafoods, Inc. 代表取締役社長 平成24年4月 丸紅株式会社水産部副部長 平成25年4月 同社水産部長 平成28年4月 同社食品流通部長、現在に至る 重要な兼職の状況 丸紅株式会社食品流通部長	0株	なし

- (注) 1. 当社は、株式会社八社会との間に、商品開発に係わる取引関係があります。
2. 当社は、東武鉄道株式会社との間に、一部店舗の土地、建物を賃借するなどの取引関係があります。
3. 猪森信二氏、小島亜希子氏及び三木智之氏は社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由等について
- (1) 猪森信二氏につきましては、当社の主要株主である東武鉄道株式会社の代表取締役専務であり、同氏の経歴・経験から当社取締役会に対し有益なアドバイスを頂けると判断し、選任をお願いするものであります。
- (2) 小島亜希子氏につきましては、弁護士として幅広い知識と経験を有しており、企業経営に直接携わったことはありませんが、同氏の経歴・経験から当社取締役会に対して有益なアドバイスを頂けると判断し、選任をお願いするものであります。
- (3) 三木智之氏につきましては、当社の筆頭株主である丸紅株式会社の食品流通部長であり、同氏の経歴・経験から当社取締役会に対し有益なアドバイスを頂けると判断し、選任をお願いするものであります。
5. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数
- (1) 猪森信二氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- (2) 小島亜希子氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となり、社外監査役も含めた通算の在任期間は5年となります。
6. 当社は社外取締役候補者の猪森信二氏及び小島亜希子氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。両氏が社外取締役に選任された場合、当社は当該契約を継続する予定です。
- また、三木智之氏が社外取締役に選任された場合は、同様に責任を限定する契約を締結する予定です。

7. 当社は小島亜希子氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
8. ※印は、新任の取締役候補者であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の再選と新たに2名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
1	お ばま ひろし 小 浜 浩 (昭和29年1月8日生)	昭和52年4月 当社入社 平成12年7月 当社総務部ゼネラルマネージャー 平成15年4月 当社総務部長 平成20年5月 当社監査室長 平成24年5月 当社監査役、現在に至る	16,000株	なし
2 ※	おお つか ひろ や 大 塚 博 哉 (昭和36年10月31日生)	昭和59年4月 東武鉄道株式会社入社 平成23年3月 東武物流サービス株式会社代表取締役社長 平成25年3月 東武運輸株式会社代表取締役専務 同 年6月 蔵王ロープウェイ株式会社代表取締役社長 平成27年6月 東武鉄道株式会社グループ事業部長、現在に至る 重要な兼職の状況 東武鉄道株式会社グループ事業部長	0株	なし
3 ※	さい とう ただし 斉 藤 匡 (昭和43年8月24日生)	平成4年4月 丸紅株式会社入社 平成26年10月 同社食品流通部部长代理兼流通事業課長 平成28年4月 同社食品流通部部长代理、現在に至る 重要な兼職の状況 丸紅株式会社食品流通部部长代理 相鉄ローゼン株式会社社外取締役	0株	なし

- (注) 1. 大塚博哉氏及び斉藤匡氏は社外監査役候補者であります。
2. 社外監査役候補者の選任理由等について
- (1) 大塚博哉氏につきましては、当社の主要株主である東武鉄道株式会社のグループ事業部長であり、同氏の経歴・経験から当社取締役会に対し有益なアドバイスを頂けるものと判断し、選任をお願いするものであります。
 - (2) 斉藤匡氏につきましては、当社の筆頭株主である丸紅株式会社の食品流通部部长代理であり、同氏の経歴・経験から当社取締役会に対し有益なアドバイスを頂けるものと判断し、また、当社の経営執行の適法性について客観的な監査を行って頂けるものと判断し、選任をお願いするものであります。
3. 大塚博哉氏及び斉藤匡氏が社外監査役に選任された場合は当社は両氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
4. ※印は、新任の監査役候補者であります。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会の開始の時までとなっておりますので、改めて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。当該補欠監査役候補者のうち、吉田直弘氏は社外監査役以外の監査役の補欠として、米野元恭氏は社外監査役の補欠として、それぞれ選任をお願いするものであります。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
1	よしだ なおひろ 吉田直弘 (昭和30年11月1日生)	昭和53年4月 当社入社 平成20年10月 当社総務部長 平成28年3月 当社業務本部付部長、現在に至る	9,000株	なし
2 ※	よね のもと やす 米野元恭 (昭和35年7月19日生)	昭和59年7月 丸紅株式会社入社 平成19年4月 同社畜産部長 平成23年4月 同社食糧部門長補佐兼畜産部長 平成25年4月 同社食糧部門長代行 平成27年4月 同社穀物本部副本部長 平成28年4月 同社食品本部副本部長、現在に至る 重要な兼職の状況 丸紅株式会社食品本部副本部長	0株	なし

- (注) 1. 米野元恭氏は補欠の社外監査役候補者であります。
2. 米野元恭氏を補欠の社外監査役候補者として選任する理由は同氏の経歴・経験から当社の経営執行の適法性について客観的な監査を行って頂けるものと判断し、選任をお願いするものであります。
3. 米野元恭氏が社外監査役に就任した場合は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
4. ※印は、新任の補欠監査役候補者であります。

第5号議案 退任取締役に対する退任慰労金及び弔慰金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任される高鷲光洋氏に対し退任慰労金を、また、平成28年2月26日に逝去された故取締役小川長治氏に対し弔意を表するとともに弔慰金（退任慰労金）を、それぞれ在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退任慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法などは取締役会にご一願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
おがわながはる 小川長治	平成23年5月 当社取締役 平成28年2月 逝去により当社取締役を退任
たかわしみつひろ 高鷲光洋	平成26年5月 当社専務取締役、現在に至る

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成20年5月22日開催の第62期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額1億7,000万円以内（うち社外取締役分は年額300万円以内）とご承認頂き今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化等、諸般の事情を考慮して取締役の報酬額を年額1億7,000万円以内（うち社外取締役分は年額2,300万円以内）に改定させて頂きたいと存じます。取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとさせて頂きたいと存じます。

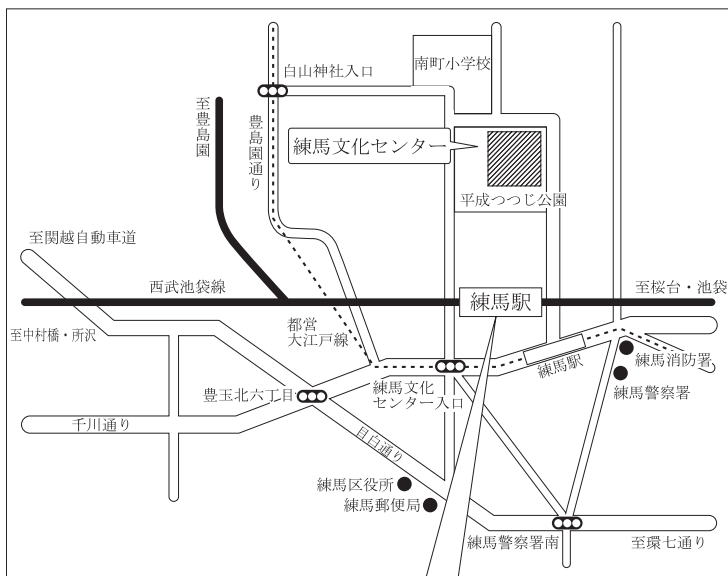
なお、現在の取締役は13名（うち社外取締役4名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役は11名（うち社外取締役3名）となります。

以上



株主総会会場ご案内図

東京都練馬区練馬1丁目17番37号
 練馬文化センター 小ホール（つつじホール）
 TEL 03(3993)3311



※ 駐車場の用意はいたしていません。

西武池袋線、西武有楽町線、
 都営地下鉄大江戸線
 練馬駅北口より徒歩1分

※練馬駅北口（2階）からペDESTリアンデッキ、
 平成つつじ公園を抜け北へ徒歩1分。

